

訴訟の実施に伴う弁護士費用の算出等に関する基準新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>4 実費の額等</p> <p>(1) 交通費の額 国立大学法人京都大学旅費規程に準じ、<u>指</u> <u>定職</u>相当として算出した額による。</p> <p>(2) 宿泊費の額 国立大学法人京都大学旅費規程に準じ、<u>指</u> <u>定職</u>相当として算出した額による。</p> <p>(後 略)</p>	<p>4 実費の額等</p> <p>(1) 交通費の額 国立大学法人京都大学旅費規程に準じ、<u>役</u> <u>員</u>相当として算出した額による。</p> <p>(2) 宿泊費の額 国立大学法人京都大学旅費規程に準じ、<u>役</u> <u>員</u>相当として算出した額による。</p> <p>附 則 この基準は、平成18年7月1日から施行する。</p>